



Re: 教えて下さい

差出人 Yoshihiro Yoshida <yoshi@nozomisogo.gr.jp>

日付 2024/06/04 (火) 18:33

宛先 崎村 和雄 <sakimurakazuo@eithoken.jp>

CC 崎村 光 <h-sakimura@eithoken.jp>

📎 添付ファイル 2 個 (493 KB)

構成員契約規制の考え方.doc; 【参考】20200206_5035_【ソニー生命】2018特定関係法人等の判定方法について.pdf;

崎村様

○構成員契約規制における特定関係法人ということでしょうか。
その範囲は、添付「構成員契約規制の考え方」のとおりです。
詳細は、生保会社のコンプライアンス・マニュアル等に記載されているかと思います（添付PDFは、少し古い資料で、現在は変わっているかもしれませんが、ソニー生命の説明資料です。）。

なお、添付「構成員契約規制の考え方」にも記載しておりますが、構成員契約規制は、特定関係法人のほか、

- ・「当該生命保険募集人等との間で、常務に従事する役員又は使用人の兼職、出向、転籍その他の人事交流を行っている法人の役員又は使用人」
 - ・「その他設立の経緯又は取引関係に照らし当該生命保険募集人等と密接な関係を有すると認められる法人の役員又は使用人」
- も対象となります。

○損害保険に関する「特定契約」の話でしたら、以下に掲げる者（「特定者」）を保険契約者又は被保険者とする保険契約を特定契約として把握する必要があります（監督指針p160 [ins.pdf \(fsa.go.jp\)](https://www.fsa.go.jp/ins/pdf)）。

（ア）損害保険代理店本人と生計を共にする親族（姻族を含む。）及び生計を共にしない 2 親等以内の親族（姻族を含まず。）

（イ）損害保険代理店本人又は配偶者若しくは 2 親等以内の親族（姻族を含まず。）が常勤役員である法人（法人でない社団若しくは財団を含む。）

（ウ）法人である損害保険代理店と役職員の兼務関係（非常勤、出向及び出身者を含む。）がある法人。なお、ここでいう「出身者」とは、当該法人を退職した時点を起算点として、退職後 3 年未満の者をいう。

（エ）法人である損害保険代理店への出資比率が 30%を超えるもの

（注）出資比率の算定方法

a. 出資者が法人の場合は、当該法人に所属する役職員個人及びその者と生計を共にする親族（姻族を含まず。）の出資額を合算した額で算定して、30%を超えたときの当該法人

b. 出資者が個人の場合は、当該個人と生計を共にする親族（姻族を含まず。）の出資額を合算した額で算出して 30%を超えたときの当該個人

よろしくお願いたします。

吉田桂公

※在宅勤務・外出等でお電話をお受けしにくい場合がございますので、お急ぎの際はメールにてご連絡いただきますようお願い申し上げます。



弁護士 MBA（経営修士）
CIA（公認内部監査人） CFE（公認不正検査士）
吉田桂公（Yoshihiro Yoshida）

のぞみ総合法律事務所

東京都千代田区平河町2丁目16番1号 平河町森タワー11階・12階（受付）

TEL：03-3265-3851（代表）

03-3234-6890（直通）

FAX：03-3265-3860

E-mail：yoshi@nozomisogo.gr.jp

WEB：<https://www.nozomisogo.gr.jp/>

本メール及び添付ファイルに含まれる情報は、機密内容を含んでいる場合があります、意図された受取人以外の方によるこれらの情報の開示、複製、再配布や転送など一切の利用が禁止されております。

万一、本メールを誤って受け取られた場合は、お手数ですが、送信者までその旨をお知らせ頂くとともに、受信されたメールは削除して頂きますようお願い致します。

2024年6月4日(火) 14:08 崎村 和雄 <sakimurakazuo@eithoken.jp>:

以前も相談しておりますが

EiTでの特定関係法人の定義を教えてください。

基本的なところでお願いいたします。

EiT保険アライアンス(株)

崎村和雄